

入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成26年7月28日(月) 東北大学本部事務機構本館第二会議室	
委員	委員長 加藤義雄 (元仙台市副市長) 委員 三輪佳久 (弁護士) 委員 手島貴弘 (公認会計士)	
審議対象期間	平成25年10月1日～平成26年3月31日	
抽出案件(合計)	6件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立ての審議はなし。 「建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議」については、抽出案件に係る発注担当者が回答した。
工事(小計)	3件	
一般競争 (政府調達協定対象工事)	1件	
一般競争 (政府調達協定対象工事を除く)	1件	
通常指名競争	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務	3件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・特になし	

質 問	回 答								
<p>1. 審議対象工事及び業務の抽出について (担当委員より説明)</p> <p>・特になし</p>									
<p>2. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</p> <p><u>(1) 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象工事）</u></p> <p>【(病院) 中央診療棟新営その他機械設備工事】</p> <p>・2位業者と契約しているため、その経緯の詳細を説明願いたい。</p>	<p>・各社入札金額</p> <table border="1" data-bbox="772 1093 1305 1317"> <thead> <tr> <th>入札者名</th> <th>第1回入札価格(円)(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱朝日工業社</td> <td>1,723,000,000</td> </tr> <tr> <td>三建設備工業㈱</td> <td>1,775,000,000</td> </tr> <tr> <td>ヤマト・斎久工業特定建設工事共同企業体</td> <td>辞退</td> </tr> </tbody> </table> <p>・予定価格(入札書比較価格) 2,409,080,000 円 ・調査基準価格 2,168,172,000 円 ・基準評価値 (×1億) 4.15096 ・落札率 73.68%</p> <p>・当該工事は低入札価格調査（特別重点調査）対象としていた。1位の業者は調査基準を下回ったため特別重点調査の手続きを進めたところ業者側の資料に不備、不足があったため無効とした。2位の業者は特別重点調査の調査基準は上回ったが、低入札の調査基準は下回った。調査を行った結果、受注中の工事と併せた資材調達、市内事業所活用による諸経費の削減により</p>	入札者名	第1回入札価格(円)(B)	㈱朝日工業社	1,723,000,000	三建設備工業㈱	1,775,000,000	ヤマト・斎久工業特定建設工事共同企業体	辞退
入札者名	第1回入札価格(円)(B)								
㈱朝日工業社	1,723,000,000								
三建設備工業㈱	1,775,000,000								
ヤマト・斎久工業特定建設工事共同企業体	辞退								

<p>・1位業者の資料の不備、不足とは具体的にどのようなものか説明願いたい。</p>	<p>価格低減が可能であることが判明した。このことは本学の低廉となった合理的理由の基準を満たしていると判断し落札者として決定した。</p> <p>・特別重点調査では、積算内訳の中でコストが削減できる理由書、見積もりの根拠、下請け請負業者の一覧表など低入札価格調査と比べて大量の資料を一週間以内に準備する必要がある。1位の業者は期間内に必要資料の準備ができなかった。</p>												
<p><u>(2) 一般競争入札方式</u> 【(青葉山3)レジリエント社会構築イノベーションセンター新営機械設備工事】 (特に質問なし。概要について説明)</p>	<p>・各社入札金額</p> <table border="1" data-bbox="815 813 1323 1117"> <thead> <tr> <th>入札者名</th> <th>第1回入札価格(円)(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日新設備㈱</td> <td>168,000,000</td> </tr> <tr> <td>日比谷総合設備㈱</td> <td>175,000,000</td> </tr> <tr> <td>須賀工業㈱</td> <td>189,000,000</td> </tr> <tr> <td>日本ファミリ㈱</td> <td>193,000,000</td> </tr> <tr> <td>三建設備工業㈱</td> <td>辞退</td> </tr> </tbody> </table> <p>・予定価格(入札書比較価格) 169,660,000円 ・調査基準価格 152,063,242円 ・基準評価値 58.9414 ・落札率 99.02%</p>	入札者名	第1回入札価格(円)(B)	日新設備㈱	168,000,000	日比谷総合設備㈱	175,000,000	須賀工業㈱	189,000,000	日本ファミリ㈱	193,000,000	三建設備工業㈱	辞退
入札者名	第1回入札価格(円)(B)												
日新設備㈱	168,000,000												
日比谷総合設備㈱	175,000,000												
須賀工業㈱	189,000,000												
日本ファミリ㈱	193,000,000												
三建設備工業㈱	辞退												
<p><u>(3) 随意契約方式</u> 【(片平)実験研究棟(流体科学系)等新営工事】</p> <p>・40条第3号(競争に付することが不利とみとめられるとき)を適用した理由を説明願いたい。</p>	<p>・各社入札金額</p> <table border="1" data-bbox="841 1400 1295 1516"> <thead> <tr> <th>見積者名</th> <th>第1回(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三井住友建設㈱</td> <td>406,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・予定価格(見積書比較価格) 407,288,000円</p> <p>・当該工事は平成25年8月23日に入札公告し、1者からの参加申請があったものの開札前に辞退し不調に終わった。これを受け同規模の改修実績を有する業者に見積要請したが、予定価格を大幅に上回る見積提示であったため、交渉も進展しなかった。そのため、近隣工事を落札した三井住友建設㈱に対して見積提示を打診</p>	見積者名	第1回(円)	三井住友建設㈱	406,000,000								
見積者名	第1回(円)												
三井住友建設㈱	406,000,000												

<p>・抽出された他の工事にも40条3号で随意契約されている工事があるが、同じ理由であるか。</p> <p>・工事概要の3つの建物を1つの工事にまとめた理由は。</p> <p>・落札されなかったときにもう一度競争入札を行うのか、随意契約にするのかの判断基準はどうなっているのか説明願いたい。</p>	<p>したところ受注の意思を示し、予定価格には達しなかったものの、当初見積もった業者より大幅に低廉な見積提示があった。</p> <p>当該工事の入札参加状況を鑑みても三井住友建設㈱より有利な条件での契約相手方を確保できる見通しが無い。このため、設計の一部見直し等を行い、契約事務取扱細則40条第3号(競争に付すことが不利と認められるとき)及び第43条第4号(急速に契約しなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格を持って契約しなければならないおそれがあるとき)を適用し、三井住友建設㈱に改めて見積要請を行い契約締結に至った。</p> <p>・その他の工事もおおむね同じ理由で40条3号で随意契約を行っている。</p> <p>・同じ流体研の建物であり、また別々な工事にしてしまうとその分、現場を監督する技術者が必要になり人手不足になってしまうことから1つの工事にまとめた。</p> <p>・再公告しても応札業者が見込めない場合や設備の業者が既に確定し、工期の都合上、建築業者を早急に決定する必要がある場合には随意契約を行っている。</p>
---	--

<p>(4) 簡易公募型プロポーザル方式 (拡大)</p> <p>【(片平) 知の館新営設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7社⇒3社となった理由を説明願いたい。また、参加者のプロポーザルの評価結果が分かるように資料等ご提示願いたい。 ・ 主任技術者（電気設備）の評価点が0.0の業者があるがどうということか。 ・ 見積金額が第2回と第3回で差が大きいのはどのような理由か説明願いたい。 	<table border="1" data-bbox="774 347 1369 443"> <thead> <tr> <th>見積者名</th> <th>第1回(円)</th> <th>第2回(円)</th> <th>第3回(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱三菱地所設計</td> <td>32,000,000</td> <td>31,000,000</td> <td>20,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格(見積書比較価格) 20,103,000円 ・ 建設コンサルタント選定委員会において、技術提案書の提出を求める者を選定するにあたり、1. 技術提案書の提出者の能力、2. 担当予定技術者の能力について評価点の高かった上位3社に技術提案書提出を求めることとしたため。 ・ 参加者のプロポーザルの評価結果別添参照。 ・ 配点の対象となる資格よりも下位の資格しか保有していなかったため。なお、本工事は基本的に建築設計の設計業務であり、電気設備の評価点が0.0の業者も最低限の資格は保有しているため参加には問題ない。 ・ 1回目の見積合せでは金額が折り合わず、一度持ち帰って検討していただき、後日再度見積りを提出していただいたため。 	見積者名	第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)	㈱三菱地所設計	32,000,000	31,000,000	20,000,000
見積者名	第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)						
㈱三菱地所設計	32,000,000	31,000,000	20,000,000						
<p>(5) 一般競争契約</p> <p>【(青葉山3) 第2工区用地確定測量業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格を大幅に下回った理由を説明願いたい。 	<table border="1" data-bbox="810 1489 1364 1653"> <thead> <tr> <th>入札者名</th> <th>第1回(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱アドテック</td> <td>19,770,000</td> </tr> <tr> <td>東日本総合計画㈱</td> <td>33,900,000</td> </tr> <tr> <td>㈱大江設計</td> <td>40,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格(入札書比較価格) 42,880,000円 ・ 落札率 46.11% ・ 落札業者(㈱アドテック)からの聴き取り調査より業務対象地域が仙台市内本店から近隣にあるため移動費等が低減できる。また、当該業者は測 	入札者名	第1回(円)	㈱アドテック	19,770,000	東日本総合計画㈱	33,900,000	㈱大江設計	40,000,000
入札者名	第1回(円)								
㈱アドテック	19,770,000								
東日本総合計画㈱	33,900,000								
㈱大江設計	40,000,000								

<p>・ 予定価格の金額設定は妥当だったか。</p> <p>・ (株) アドテックは前回、測量業務を依頼した時も、予定価格を大幅に下回った金額だったのか。また、(株) アドテックの企業規模を教えてください。</p>	<p>量業務を主として営業展開していることに加え、青葉山での測量業務実施実績があり対象地域を熟知しており、効率的に業務を実施できることから入札金額を抑えることができた。</p> <p>・ (株) アドテック以外の入札業者の入札金額と予定価格の差異は少ないため妥当な金額設定だったと考えられる。</p> <p>・ 前回も他社よりも大幅に安い入札金額であった。全国展開している業者ではなく、仙台市内に本店がある地元業者である。</p>
---	---

(6) 随意契約方式

【東北大学（雨宮）実験圃場土壌調査業務】

・東北大学契約事務取扱細則第40条1号を適用した理由を説明願いたい。

・資料調査と土壌調査を当初から一括して発注できなかったのか。

見積者名	第1回(円)	第2回(円)
東北緑化環境保全㈱	2,350,000	2,280,000

・予定価格（見積書比較金額）2,320,000円

・本業務は、土地売却に伴い移転を予定している雨宮団地内の農学研究科実験圃場の土壌汚染状況を把握する調査業務であり、先行して実施した当該地区の土壌汚染資料調査業務において評価・考察された内容に基づき調査を実施するものである。業務を適切かつ効率的に行うためには、資料調査において考察を行った土壌汚染調査技術管理者による一貫した評価が必要であり、当該地区土壌汚染資料調査業務を実施した東北緑化環境保全㈱が本業務を最も適切に遂行できる業者である。

よって契約事務取扱細則第40条第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）及び41条第5号（その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき）を適用し、契約締結に至ったものである。

・資料調査は土地売買におけるリスク公表のため、土壌調査は雨宮キャンパスの実験圃場の土を青葉山の新キャンパス内の畑に場外搬出するためでありそれぞれ目的が異なるものであった。

資料調査は、土地売買の際に、汚染リスク公表の必要があり、平成25年の9月に先行して実施した。雨宮団地全体の土地の利用状況、特定有害物質の使用状況の資料から想定される土壌汚染のリスクを抽出して、土壌汚染への備えについて検討し、また、汚染の可能性が判明し

	<p>た場合には土壌調査地点の特定を目的として実施した。</p> <p>土壌調査業務は、雨宮キャンパス内の実験圃場の栄養のある土壌を青葉山新キャンパスの畑に場外搬出して利用できるかを検討するために調査を行ったものであった。</p>
--	---